移動日・滞在日数・就職活動期間の考え方について

1　交付対象の就職活動が1つのみの場合

就職活動期間の前後どちらか一方（または両方）において、連続する滞在日数が３日以上ある場合は往路復路ともに、原則、交付対象外となります。

ケース1【就職活動期間の前後ともに滞在日が2日間以内の場合：交付〇】

4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日	4月8日	4月9日
移動（往路）	滞在①	滞在②	**採用試験（面接）・インターンシップ等**			滞在①	滞在②	移動（復路）
移動日	←	滞在期間 →	←	就職活動期間	→	←	滞在期間 →	移動日

ケース2【就職活動期間の前後どちらか一方（または両方）において滞在日数が3日以上の場合：交付×】

4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日	4月8日	4月9日	4月10日
移動（往路）	滞在①	滞在②	**採用試験（面接）・インターンシップ等**			滞在①	滞在②	滞在③	移動（復路）
移動日	←	滞在期間 →	←	就職活動期間	→	←	滞在期間	→	移動日

滞在日数が３日以上のため、往路復路ともに交付対象外となります。

2　交付対象の就職活動が2つ以上の場合

期間を空けて２つ以上の就職活動を行う場合、上記「１　交付対象の就職活動が１つのみの場合」の判断基準に加えて、それぞれの就職活動期間の間の滞在日数によっても交付可否の判断を行います。

それぞれの就職活動期間の間の滞在日数が、７日以内であれば一連の就職活動であると判断し交付対象となりますが、滞在日数が８日以上の場合は、一連の就職活動ではないとして、原則、往路復路ともに交付対象外となります。

ケース3【期間を空けて複数の就職活動を行う場合（複数の就職活動の間の期間が７日以内）：交付〇】

4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日
移動（往路）	滞在①	滞在②	**採用試験（面接）インターンシップ等①**	滞在①	滞在②	滞在③
移動日	←	滞在期間 →	←就職活動期間→	←	滞在期間	→
4月8日	4月9日	4月10日	4月11日	4月12日	4月13日	4月14日
滞在④	滞在⑤	滞在⑥	滞在⑦	**採用試験（面接）インターンシップ等②**	滞在①	移動（復路）
←	滞在期間	→		←就職活動期間→	←滞在期間→	移動日

ケース4 【期間を空けて複数の就職活動を行う場合（複数の就職活動の間の期間が８日以上）：交付×】

4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日	
移動（往路）	滞在①	滞在②	**採用試験（面接）インターンシップ等①**	滞在①	滞在②	滞在③	
移動日	←	滞在期間	→	←就職活動期間→	←	滞在期間	→
4月8日	4月9日	4月10日	4月11日	4月12日	4月13日	4月14日	4月15日
滞在④	滞在⑤	滞在⑥	滞在⑦	滞在⑧	**採用試験（面接）インターンシップ等②**	滞在①	移動（復路）
←	滞在期間			→	←就職活動期間→	←滞在期間→	移動日